

(議長)

次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、それでは質問させていただきます。1 問目、旧江光ビル跡地建設施設についてということで質問させていただきます。

令和6年3月定例会一般質問において、江光ビル跡地の建設施設の借金についての答弁の際に、建設資金の半分は補助金、残り半分は過疎対策事業債となり、7割が普通交付税で措置される。江差町の一般財源としての負担は、年間約430万円になると答弁されましたが、この答弁内容では借金が7割減ったかのように聞こえますが、本当に7割の借金が減って3割の借金しか無いのかをお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の1 問目、旧江光ビル跡地建設施設についてのご質問にお答え致します。

3月定例会におきまして、増永議員からの旧江光ビル跡地施設建設に係る一般質問に対しまして、当該事業に係る元利償還額は、平均すると年間1,430万円の額となり、かつそのうち7割が普通交付税で措置されます。したがって、町として持ち出す一般財源は、年間約430万円ということになりますと答弁致しました。

これは文字通り元利償還金、つまり借入金の返済に係る元金と利子の額の7割が、普通交付税で措置されるということでございまして、借入金の額が7割減るわけではありませんので、ご理解をお願い致したいと思います。

なお、3月の答弁の時点では、実際に借入する前でもございました。借入利率の確定に伴いまして再計算致しますと、当該事業に係る元利償還額は、平均すると年間1,401万8千円ほど。町の実質的な負担は、年間約420万5千円ほどとなります。

以上でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。その通りだと僕も認識はしてるんですけども、このような言葉で議会だより等に載って、言ってしまうと町民の方々がこの措置される。という言葉に惑わされて、結局、借金が無くなったような錯覚に捉えられると思うんです。

それで町長さんは、この私の質問に対して噛み砕いて説明して頂いて、しますって言うようなお話でしたが、結局、僕は言葉足らずでは無かったのかなというふうに思います。

やはり最後まで、今言ったような言葉で説明して頂けなければ、あれだけの言葉だけを聞いてしまえば、僕が同じようなところを思ったように、あ、7割無くなるんだろうなというふうに思われるんです。

ですから、今回あえて、こういう質問させて頂きました。

そこです、問題なのは、いくら7割返ってくるとはいえ、借金は減らないんですよ。で、借金が減らないで措置されるので、そんなこと繰り返したら借金が増えて行くだけなんです。すると問題なのは、この借金が増えて行くことによって、財政比率が悪化して行きますよね。

例えば、経常収支比率、健全化判断比率、公債費負担比率、将来負担比率、実質公債費比率、等々がですね、悪化して行くと僕は思うんですけども、その辺の部分に関してはどうお考えなのかご答弁をお願いします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員からのご質問にご答弁申し上げます。

先程、町長、1問目でご答弁させて頂きましたとおり、借金の額が7割減る訳ではなくて、借金はあくまで借金。で、その返済金、償還金の7割が普通交付税措置されると。それは、昨年の3月の定例会でも町長答弁したとおりでございますので、特に

それについて問題がある答弁では無かったというふうに理解しております。

それで償還金、借金が残る事で色んな比率について影響が出るんじゃないかというご質問でございます。実質公債費比率、将来負担比率に関しましては、普通交付税で算入される額につきましては、分母分子、計算上の分母分子から公助されますので、その分の影響は比率からは除かれますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。それでは今、増永議員から、ま、将来の負担、財政健全化そういうような観点でのお話もございましたので、その辺りに触れたいというふうに、私の方からご答弁申し上げます。

ご案内のとおり、町は令和4年度から令和8年度までの5か年間を取り組み期間とする中期財政運営方針を掲げております。

その中で、健全化比率に十分配慮しながら、実質公債費比率であるとか、将来負担比率等々にですね、健全化基準を下回るような財政運営に努めて行くということで掲げてございますので、その辺り十分に留意しながら、毎年度の予算規模、歳入歳出含めてですね、その辺コントロールして今後も向かって行きたいというふうに思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

私はですね、借金が全てが悪いということではなくて、やはり江差町民の生命財産を守るために使う借金は、どんどんやるべきだと思います。ただ無駄な借金は、するべきものではないということを、ちょっとお話をさせていただきます。

それで先程、中期財政運営方針の話が出ましたが、それがまあ、4年、令和4年に作られて約2年が経過しております。この間、新たな借金など、載せてない長寿命化計画の修繕費等々があります。令和6年度からですね、数値をきちっとした形で、あの見直す形で、見直すお考えは無いのか、お伺い致します。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの一、増永議員。無駄な借金はしてございません、まず。

あの一、すべからく、まあ、増永議員も知ってのとおり、かなり前にイエローカードと言うか、レッドカードは夕張市なんですけども、イエローカードを頂いた時には、そこをベースにして借金の比率をこれ以上は増やさない、将来負担比率もこれ以上増やさない、そういった形を防遏しながらですね、必要な財政支出を含めて、あの一事業の展開をしている。

更には、色んなあの一、水道課の事からまあ、橋梁道路の果てまで含めて、必要な財源をですね、どうやって捻出して、その公債比率を抑えて行くのか、こういったところはトータルとして、当たり前でございますけど、行政の使命としてやっている、こういう事でございますので、いずれにしましても、あの一、そういった状況の中で、範囲の中で、可能なあの一、事業展開はさせて頂くと。

繰り返しになりますけども、前のようなイエローカードを頂くような、そういう比率にはして行きませんので、えー十分その辺は、議会の目もまたありますので、自分、我々も留意して行政運営して行きます。

以上です。はい。

(議長)

増永議員。2問目、お願いします。

「増永議員」

それでは2問目いきたいと思います。

えー旧爾志郡役所横の通学路についてご質問致します。郡役所横のですね、急斜面の歩道、江差小学校から江差モーター店舗間は、江差小学校・中学校の通学路になっておりますが、特に冬期間、冬道になってる、あー雪道になっている歩道は滑ると思いますが、どのようなお考えなのか、お伺い致します。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

えー増永議員からの２点目、２つ目のご質問にお答え致します。

えー通学路の危険箇所につきましては、毎年、町内各学校からの点検結果報告を受け、各道路管理者や教育関係機関など構成する江差町通学路安全推進連絡協議会で合同点検を実施し、必要な対策を講じております。

議員指摘の箇所につきましては、同様の理由により令和２年度に江差小学校から報告があり、同年９月に合同点検を実施し、冬期間については道路管理者である江差町建設水道課において、早期のパトロールなどにより除雪の状況、あるいは路面状況に応じ、適宜、歩道の除雪や融雪剤の散布などの対策が取られ、通常の降雪であれば児童生徒の通学時間前には除雪を終えているところでございます。

一方、学校におきましても登下校時における児童生徒への安全指導が行われているところでございます。

えー今後におきましても、これまで同様に各学校と情報を共有を図るとともに、学校での児童生徒への安全指導や道路管理者との連携により、通学路の安全の確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えー、その通りなんですよね。小学校の方でも、子ども達には、この郡役所の坂では走らない、ゆっくり歩くというのを、なんか徹底しているらしいって言うのも聞いております。

でも今、今まだ、そういう大きな事故が無いので、えー今みたいな話では出来ると思うんですけども、今後やはり大雪等々があった場合に、やはりそういう事故がゼロだという可能性はないでしょうねっていうふうに思います。

そこで、例えば資料の２の１を見て下さい。これの左っかわの写真はですね、江差小学校を背中にして郡役所に向いたところの写真でございます。こちらの方の白枠の部分が、ま、手すりが付いていない部分。そして右っかわの方が、あの一道官舎の横の部分。ここの部分も手すりが付いておりません。そして２の２、郡役所の横です。横のですね、ちょうど旧検察庁に入る入口部分の所にはありません。手すりがありません。そして郡役所の下の方にも手すりがございます。そして２の３を見て下さい。これは完全に、といの沢に上がる道路と交差点の部分です。ここの部分についても手すりはございません。

それで、やはりですね、手すり等々が無ければ、滑った時に捕まるものが無ければ、歩道に行くだろうというふうに考えられますし、例えば2の1の、この道路の2の2ですね、2の2の郡役所横の坂の車道を見て下さい。この車道は滑り止めのために作った部分です。

ところが歩道見て下さい。歩道は普通のアスファルトです。同じ斜面で、同じ角度の斜面なのに、道路の方が滑るから、歩道は滑らないからという発想じゃないと思うんですよね。やはり道路が滑るっていう事は歩道も同じ角度ですので、滑るわけですから、少なからずとしても今後ですね、やはり、あの一手すりの設置と、やはり滑り止めをついた歩道の設置を、何とか考えて頂けないかなあと思いますけど、その辺のところどうでしょうか。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

えー、おはようございます。

えーと、道路の維持管理に関するご質問でございますので、えー私の方からご答弁申し上げます。

ま、安全対策としての手すりの設置についてでございますけども、まあ今回、議員の方からですね、まあ一般質問と資料の提供もあってですね、改めてあの現地の方に実際に除雪作業を行っている職員と共にですね、現地の方、確認をしたところでございます。

まあ実際に現地の確認をしますとですね、場所によりましては、物理的に手すり、ま、防護柵の設置が難しいと思われる箇所もございますし、あるいは防護柵を設置することによりまして、あの一歩道の除雪機がですね、入らなくなるといった箇所も、あるものでございます。

ま、先程、教育長からの答弁にもございましたけども、えー冬期間の道路維持管理につきましては、まあ早朝の歩道の除雪、あるいは融雪剤の散布、まあ車道も同じですけども行ってございます。

また、あの一、朝の除雪に限らずですね、えー苦情要望があればその都度、おー融雪剤の散布なども、適宜行っているところでございます。

ま、あの一、これまでのところですね、学校サイドあるいは住民サイドからですね、手すりの設置要望なんかが上がってございませんですけども、今後もあの一、学校との合同点検、えー引き続きございますので、そういったところでですね、意見交換等も行

いながら、えーその、更なるその一、安全対策の部分についてもですね、協議してまいりたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。是非、えー小学校とですね、えーお話し合いをして頂いて、えーやはり未来ある子供達のためですので、えーその辺の所は是非とも前向きに進んでいって頂ければと思います。

それでは、3番目の公用車車両について質問させていただきます。

えー公用車車両のリースについて、契約終了までに解約できないかの是非を、令和5年12月定例会及び令和6年の3月議会で一般質問のうえ、答弁を受けました。

そこで、監査委員に対し、増永一彦個人として住民監査請求をしましたが、却下となりました。監査委員からの理由を読むと、車両の配置の見直し等々、町側より一切説明されてない事項があったが、なぜ説明が無かったのかお伺い致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

増永議員からの3問目、公用車車両についてのご質問にお答えを致します。

まずこの間、増永議員から頂いた一般質問について、経過を振り返りをさせていただきます。

令和5年第4回定例会では、職員の移動に使うための車両台数は何台必要なのか、さらに再質問で、減車対象車両はリース期間満了前に解約をとのご質問でございました。

続く本年第1回定例会におきましては、リース期間満了後の解約の考えに変わりはなかとのご質問にあわせて、議員が試算したリース料等の経費に基づいたご指摘がございました。

その際、私と副町長、担当課長からは、議員ご指摘の趣旨の、議員のご質問の趣旨

に沿って、ご答弁申し上げたつもりでございます。

また、車両の配置の見直し状況が、一切説明されていないとのご質問でございますが、このことにつきましては、昨年10月に実施されました、令和4年度決算審査特別委員会の財政課質疑の際、増永議員からの公用車管理は、財政課がすべて管理しているのかとのご質問に対し、担当課長からすべて財政課で管理している訳ではなく、公用車の台数は今後も見直して行く旨、お答えしておりますことと併せ、別途配付しました特別委員会資料の令和4年度江差町公用車管理・経費支出状況では、町の全ての公用車の配置状況と異動履歴等のほか、共用車両の11台も明確に記載しており、説明をしていないということではありませんので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

なお、繰り返しとなりますが、増永議員、あるいはこの度の監査委員のご指摘等を踏まえながら、引き続き、適切な配置台数の見直しに努めてまいります。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えーそうですね、計画にはそのとおりになっております。

ただ、この議会上でですね、あの町長さんはじめ、その課長さんの中から、の答弁の中に、この専用車両、共用車両という文言が、ただの1回も出て来てない。これは何故出てこなかったのかな。ただ、今の説明で行くと、あの一資料として出してたでしょという話だったかもしれないんですけども、私は何故なんですかと聞いてるんですから、丁寧にやはり町長さん始め課長さんは、その今回の監査委員が出されたような文言で、何故回答して頂けなかったのかなというふうに、ちょっと疑問を感じておりました。

で、ま、その部分に関しては、あの一いいです。時間もないので。ただ、資料の3の10を見て下さい。こちらですね、財政基盤強化に向けた取り組み。これがベースになってる訳です。ここで令和3年度、この年号をちょっと覚えて下さい。

そして、次の3、えー3の12見て下さい。これは先程の基盤整備の中に入ってた削減する車両と削減の進め方というところですよ。赤で囲ってあるとこ見て下さい。令和4年度から、次の通り管理することと致しますって書いてんですよ。

各課への配置とせず、全ての課の共有として財政課が管理するって、ここであってるとですよ。間違いないですよ。

そして、資料の3の13を見て下さい。次のページ。これは監査委員から資料とし

て頂いたものでございます。ここで専用車両の移行ってことで、出ております。

で、15番。函580、4872ホンダN-BOX。こちらがですね、令和4年6月あんしん課で持ってた共有車両が、この6月から、かもめ保育園へ専用車両として移ったんです。おかしくないですか。

令和3年度に財政課が管理するって言うておいて、その6か月、うん、3か月か4か月しないうちに、これ専用車両になってますよね。何故このような事があったのかご説明をお願いします。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。えー、まずですね、あの一、共用車両から、えー専用車両に配置になったことについての説明が、この議場の場で町長或いは私からの説明が無かったということについて、まずはそこからお答えし致しますが、えーこの間、そう言ったご質問を頂けて無かったので、答弁はしていなかったということでございます。

まあ少し言い換えれば、これまでの答弁内容に直接的に関わりがあるのであれば、そこに触れたかもしれませんけれども、そうではないというふうに捉え方をしてございますので、改めてご理解頂きたいと思います。

それと2点目ですね。あの専用車両を失礼。財政基盤強化の取り組みにおいて、共用車両とすべきものが、計画執行後、専用車両に置き換えられたという実態についてのご質問でございます。

これにつきましては、えー、あの一、財政課とすれば、色々な課に配置になっていた車両を、一度、財政課の方に集約をさせて、それをもって効率的な公用車の運行に結び付けたいと、こういう思惑もございました。ただ、それは議員ご指摘のとおりですね、事前の担当課との調整が少し行き届いていなかったと、これは事実でございますのでその点につきまして、ご理解頂ければというふうでございます。

それと最後に、資料について具体の保育所車両についてのご指摘がございました。えーこれですね、えーまあ、あの一、監査員の指摘から、指摘では18台の内、4台ですか、4台が専用車両に移ったと、そのうちの1台、保育所車両について矛盾があるという話、矛盾というかですね、実態とちょっと違うという話がございます、4台のうちの保育所車両につきましては、これは増永議員ご提出資料の3の12の、改めて覧頂ければなと思うんですけども、3の12の一番下の米印に記載してございまして、保育所車両につきましては、当初から配置転換になるということを計画の方では

もう、想定をして記載をしているということですので、この点につきましても、これを見てご確認頂ければなというふうに思っています。以上でございます。よろしくお願い致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーと、それではその、先程の課長さんの説明の、専用車両と共有車両を私が質問しなかったから答えなかったっていうことだったんですね。

でも、いいですか。私は監査委員にも、同じようなことを同じような資料で、同じような質問しているんですよ。議会でも同じような事で、同じ資料を出しているんですよ。そこで何でそういう食い違った回答が来るのかっていうが、あったもんですから今回やったんです。

ただ、今の課長さんの答弁で行くと、質問しないあなたが悪いんでしょっていう話なんですよ。分かりました。今後気を付けます。ただ、今後はそういう部分で、もう少し僕も、あー1年まだ経っていないので、未熟なものですから色々と勉強させて頂きたいと思います。

それともう一つ。えーと、保育園の部分に関して、ですけども、書いているからいいんじゃないですかって話なんですけども、書いている以前になんでじゃあ、あなた方は、ここにこういう計画性を持ったんですかってことなんです。

ここに関しては、まあいいです。答弁はいいです。ただですね、えーと資料の3の6を見てください。これはですね、まっ先程も町長さんが言われていた通り、えー令和5年12月の町長さんの答弁でございます。真ん中の部分見てください。僕はこの12月議会の時に、町長さんにこういう質問をしました。江差町の財政は厳しいんですか、豊かなんですかっていう質問をさせて頂きました。その時に町長さんは、厳しいですという回答を頂きました。私はその回答を踏まえて、町長さんの良識のあるお言葉を頂けるものだというふうに思っていたんですけども、ちょっと違うような形になりました。ここに書いているとおり1万3千円多く払っていますよ。リースは締結してやりますよっていう答弁でございます。

僕はやはり、町長はトップとして、江差の財政が厳しいという状況を分かっているが、自分の身を削るという事はしない人だったんだなと。他人事のような話で事を進めて行くっていう人だったんだなと、いうふうに私は理解しました。ご答弁はいいです。

それですね、資料の3の4を見て下さい。

これは監査委員からの意見書でございます。で、先程町長さんもちらっと、お話されていた通り、ここに書いてある通り、車両の配置と現状における車両の配置では、見直し内容と異なる現状になっている。先程のまさしくその通りですよ。で、改めて公用車配置計画を再構築すべきと考える。定期監査等において町に対し指摘を行うものとする、というふうにこう監査委員が言ってるんですけども、これに対して町長さん、どうお考えなのか改めてご答弁をお願いします。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーと、増永議員。まずあの一、監査請求された方は、増永一彦さん個人という事なんで、そこは混同しない形で。でもあの一、増永議員質問した趣旨に則ってお答えしますけども、ま、主眼なのはリース契約の公用車の部分で、リース契約満了前に減らせないのか。ま、簡単に言うとそういう、でもこちらの方は、リース契約を途中解約すると違約金というかそういったものが発生するんで、ただし見直しについては、前向きにこれから見直して行きますよと。こういうところだと思います。あの、そこはそういう押さえは間違えないと思います。

あと、財政は豊かなのか厳しいのかっていうご質問された場合に、ま、豊かですっていう首長さんっていうか、なかなか私も記憶ございませんけども、ただ、厳しい状況には変わり無いっていうのは、間違いない事実でございますんで、それらも踏まえて、これから公用車もあの計画通りは、ま、いきますけど、それを更に前倒しする方向ですね、公用車に限っていうと出来ないかという事は、増永議員からも監査員からもご指摘受けてますので、それらはきちっと町としても尊重しながら捉えて、どれだけ削減できるのかという努力はさせていただきます。

以上でございます。

(議長)

はい。次4問目、お願い致します。

「増永議員」

はい。えー前向きに副町長さん。ちゃんとやって頂きたいと思います。

それでは4問目。北の江の島事業中止についてということで、ご質問させていただきます。

平成30年3月、ホームページ上で作られた北の江の島構想ただき台から6年が経ち、現在に至っているが、この間、どのような形で町民や関係団体の意見・要望を聞

き入れたのか。

また、町側主導で十分に聞き入れていないのであれば、急いで事業を進める、進めず、中止の考えも持つべきと考えるが、お伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の4問目、北の江の島事業の中止についてのご質問にお答えを致します。

平成30年3月に策定した北の江の島構想たたき台からどのような形で町民や関係団体の意見・要望を聞いて来たかということについてでございますが、令和3年度に北の江の島拠点施設の整備基本構想をまとめる段階で、江差町議会のほか、江差観光まちづくり協議会、江差観光コンベンション協会、江差町子ども・子育て会議、一般財団法人開陽丸青少年センター、一般社団法人北海道江差観光みらい機構、ぷらっと江差、ひやま漁業協同組合へのヒアリングを実施し、出されたご意見等も踏まえながら、令和4年3月に整備基本構想を取りまとめたところでございまして、ヒアリングの結果につきましては、基本構想、失礼致しました。整備基本構想にも記載をしております。

また、昨年2月、拠点施設整備計画の策定段階におきましても、江差観光まちづくり協議会において、委員の皆様からご意見を伺う機会を設けているところでございます。

なお、江差観光まちづくり協議会につきましては、江差町のほか、江差観光コンベンション協会、江差商工会、江差建設協会、ひやま漁業協同組合江差支所、新函館農業協同組合江差支店などの産業団体なども構成団体として、となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

急いで事業を進めず、中止の考えも持つべきとのご意見に対する考えについてでございますが、北の江の島拠点施設につきましては、江差町の今後のまちづくりにとって必要不可欠な施設であると考えており、現時点で、事業を中止する考えはありませんので、ご理解願いたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーまあ、色々とヒアリングをしたというような回答でございますが、実はですね、今年の4月26日江差観光協会、5月16日江差商工会の各総会の席上において、私は同じ質問をさせて頂きました。過去6年間、江差町と北の江の島事業について、会合等や打ち合わせ、そういった既成事実がありますかって質問しました。町長さんいたもんね。聞いてましたよね。その回答も聞いてますよね。回答。この両方の回答、過去6年間1度も会合なんてやったことはありませんと言ってるんですよ。

ヒアリングだけで事進めていったんですか。やはり、あーの商工会なり、観光協会なりと、そういう組織としてそういう意見等々は集約しなかったんですか。やはりそういう形でやるべきものではないのかなと思いますよ。

だってエコーだってそういうふうにしたじゃないですか。何故そういうことを今回これできなかったのかなあっていうふうに思いましてね、ちょっとある意味、ある意味そういう意見を。

「西海谷議員」

誰もそういう言い方してねえぞ。

「増永議員」

何。ヤジが入っています。

(議長)

西海谷議員、ちょっと静粛にお願いします。

「増永議員」

いいですか。要はそういう形の中で、町民との意見を聞き入れないような形で、事を進めて行くっていう事は、如何なものかということなんです。

そこでですね、今あの一、30年前、南西沖地震ありましたよね。その時に、江差の、あのかもめ島の、あの周辺、も、津波の被害に遭いました。分かってますよね。皆さん記憶にあると思います。そこでですね、あそこに今そういう子供の施設を作る訳ですよ。そして俺は何回もこういう質問しましたね。その災害に対しての、どのような対策を練るんですか、考えてるんですかって、よく話をさせて頂きました。

しかしですね、今あの一、観光危機管理計画、観光省が進めてますよね。これは、観光地が災害になった場合に、どう対応するのかというのを作って下さい。っていうふうにやっております。

これを何故、江差町は作ってないのか。ちょっと、その辺回答お願いします。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 11 : 09

再開 11 : 10

(議長)

えー再開致します。

増永議員。只今の質問につきまして、質問通告と、に無いような質問でございましたので、えー答弁を求めるのであれば、かなり時間が掛かるという事でございます。

もし、えー取り下げて頂ければ、このまま進めますがどの様に致しますか。

「増永議員」

じゃあ一言だけ、言わしてください。取り下げます。取り下げますけども。

(議長)

あの一、取下げても、取り下げますね。

「増永議員」

取り下げます。

(議長)

ただ、質問して下さいね。あの、一言いう。今、一般質問で、やってるんですから、一言とかじゃなくて質問でお願い致します。

「増永議員」

あ一、はいはい。

(議長)

よろしいですか。はい。

「増永議員」

はい。よろしいです。

(議長)

はい。

「増永議員」

じゃあ、えー先程の観光危機管理計画。これに関しては取り下げます。

ただ、皆さん認識持ってください。これ北海道新聞に出てるんですよ。ちゃんと皆さん読んでるんですか。江差町がそういう状態で災害地になった時に、どうしなきゃならないかって、もう国がやってるんですよ。そういう認識をもってやって下さい。

以上です。

それでは次。えー。

「室井議員」

議長。議事進行。

(議長)

はい。

「増永議員」

4の1の資料を見て下さい。

(議長)

ちょっと。はい。

「室井議員」

議長ね。今さ、取り下げてくださいって言いましたよね。

(議長)

はい。

「室井議員」

質問中に関連してさ、そういう質問ってあるんだよ。だからさ、答弁者はね、もし今出来なかったら、ね、資料をね、集めて、終わるまでにね、提出しますからって言って議会の諮らなきゃならないんじゃないんですか。したらこれに書いたもの以外、一切質問できないんですか。そういう判断ですか。局長。ちゃんと聞いて、今、道議会やってますよ。事務局で聞いても今、分かんないかもしれないけど、関連して出来るんじゃないんですか。

そこは駄目だよ。そういう、そういうね、狂犬的なね、立場でね、質問者をね、未

熟にしたら駄目だと思いますけど判断して下さい。

(議長)

只今私が言ったのは、今直ぐ質問には答えられない、答弁内容が出来ないので、載っていないので、時間が掛かりますけども、ってちゃんと言いました。

で、時間が掛かりますけどもよろしいですか。それとも質問を取り下げますかって、増永議員ときちんとやり取りした中での答えだと思うんですよね。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。

「室井議員」

あのねー、議長から取り下げますか何て言われたらさ、ね、質問者はさ、どう答弁しますか。いや下げませんって、中々これ言いづらいですよ。もう少し議員の立場になってね、ちゃんと整理しなきゃ駄目だって。

(拍手あり)

拍手はいいから。そこちゃんと議長、采配してさ、だから少なくとも、今、今日、ね、定例会終了するまでに、局長ね、答弁出来る範囲の物はしますからとかさ、そういう答弁じゃなきゃ駄目でしょう。

無いから全部が駄目ですって事、有り得ない。関連していけばあるんだ必ず。そこちょっと検討して答弁願いたいと思います。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 11 : 14

※ 議会運営委員会開催

再開 11 : 38

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

えー増永議員の、あの質問について、議運で行われまして、その報告のためちょっ

とまだ多少時間が掛かるということですので、えー１時まで休憩致します。

休憩 11 : 39

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

今回の一般質問につきまして、議会運営委員会にて、協議された事項を私より、報告致します。

まず、一般質問については、会議規則第61条の規定に基づき、質問の要旨を具体的に記述した文章で、事前に通告しなければならないこととされております。

これは、議会運営や理事者側の答弁を的確に得るためのものであります。これを踏まえた場合、この度の、増永議員の4問目の質問については、その要旨から再質問の内容を察することはかなり難しいものと推測されるため、今の一般質問、事前通告においては、もう少し具体的に記述頂くようお願いするものであります。

また、町理事者側においても、質問内容をより、さまざまな事項を想定して、速やかに答弁を行えるよう、万全の体制で臨むようお願いするものであります。

なお、4問目の再質問である観光危機管理計画の件については、先程の議事進行にて、質問を取り消されたもので、そのまま進行致します。

それでは、増永議員、再質問ありますか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員

「増永議員」

分かりました。それでですね、えーと、資料の4の1を見て下さい。

これは建設新聞で出した、これは、あの一政府が決めたということで原材料の増収分、全額転嫁しなさいって書いております。

そして資料の4の2を見て下さい。これは皆さんご存じの通り函館別院がですね、えー23年の9月、2023年の9月に1回目の入札をやったんですけども、16億3千万。これが折り合わず、今年の4月に内容を変えて、内容を変えて、えーアップ115%アップで、18億6千900万。という形で、これも原材料上昇によってアップされております。

そして資料の3の4。これ皆さんご承知の通り、八雲新庁舎の外観の変更という事

で、えー屋根を低くという形になっております。これは、原因は材料高騰、で、隈研吾さんという世界的な建築家さんなんですけども、やはり、こういう方でさえも原材料高騰には勝てない。

そして資料の4の4。ホンダカーズ旭川、新店舗。27年度にも着工。これは何故かっていうと、建築費の値上がりが状況などを踏まえ、2027年度にも着工したい考えだ。これはJR北海道もまったく同じですよ。2年間ラビタス関係で、この資材高騰が見込まれるために、JR北海道さんも駅前開発2年間先送りしました。

彼らは、やはり投資した金額を如何に回収するかということを考えた時に、少しでも安く作らなければならないっていう大前提があります。そんな中でやっております。

そして資料の4の5。DBO方式に夏にも告示ということで、根室市のごみ処理施設です。

こちらの方を見て下さい。165%アップですよ。165%アップ。こういう状態の中で、今、この北の江の島構想が進んで行くことが如何なものかと。

それと今回、資料には出しておりませんが、ここに令和4年度財政状況資料集というのがございます。

これ皆さん見ていると思うんですけども。ここにちゃんと書いてるんですよ。今、江差町の状況。町長さんが、町長の言うその厳しいっていう事が、まさしくここに書いております。ここに、連結実績赤字比率にかかる赤字黒字の構成分析。分析欄のところにちゃんと書いてます。今後の見通しとして、江差町がですね、今後の見通しとして、人口減少に伴い、町税や普通交付税の減少が見込まれるとちゃんと書いてあるんですよ。いいですか。何もしなくても税収は減りますよ。

そして基金残高、ここにも書いております。基金残高の全体っていうところの今後の方針。今後は老朽化施設の長寿命化やコミュニティプラザえさしの建設等の大型事業が行われる予定になっており、財政状況が益々厳しくなると見込んでいますと書いております。何もしなくてもこうやってなっているんです。

そして、財源確保のために、起債の借入れや基金の取り崩しをしなければならないと書いてます。ってことは、基金が減って行くという事です。

そしてここに財政調整基金の今後の方針って書いています。財政調整基金の残高は、今後も減少して行くものと見込んでいる。そして取り崩しは、加速して行くものと見込んでいると書いております。まだまだ借金、あーあの、ごめんなさい。貯金が無くなりますよってちゃんと書いてるんですよ、ここに。

そして、減債基金のところですよ。笑っちゃいましたよ、俺。減債基金の今後の方針。町長、町長知ってます。財政状況が厳しいことから、今後は、今後の積立金は予定していないんだって。こんな財政状況の江差が、本当にこの後、北の江の島やって借金こいて、その借金をどこで返してくのかな。

結局は、町民のしわ寄せになるんでないのって。ですから、町民の意見を聞き入れないで、観光危機管理計画も作らないで、建築資材がこれだけ高騰してってる。なお

且つ江差の状況がこれだけ厳しいのに、そこまでして北の江の島やらなきゃならないんですか。町民を苦しめてまでやるんですか。僕はやるべきではないと思います。中止すべきだと思います。大体の町民の方も同じ意見の方が多いです。

そこですね、もしここで中止をしなければ、もし、町長さんが、このまんま進めるのであれば、2年前に民意を得て無投票で決まりましたが、あの2年間の間にこれだけ状況が変わっております。

改めて、民意を取って、北の江の島選挙をやらないんですか。それをお伺いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー、増永議員の再質問にお答えを致します。

ちょっとですね、北の江の島の事業に関しまして、どの点を問題にされているのかってというのは、非常に判然としないところがありますが、ご質問の内容から要旨から言うと、各団体、町民の皆さんの意見を積み上げるプロセスを、が、不足しているのではないかという様な読み取りを致しましたけれども、えー、出された資料の方では、資材高、物価高に関する資料が提出されている。ま、そういう財源、あるいはですね、財政状況を踏まえた決断をするべきではないかという観点かなと。

一方でですね、先程来、防災の話があつてですね、防災の観点からのご質問も頂いているところで、どの点において、今この北の江の島事業に対してご質問を受けているのかというのが、ちょっと判然としないところがありますが、私自身は、先程、増永議員、ご質問の中にもありましたとおり、2年前の町長選挙で北の江の島事業というものを大きな柱の一つとして掲げて、立候補を3期目を目指して立候補させて頂きました。無投票という結果ではありましたが、引き続き、この北の江の島事業を強く押し進める。そのことが、私に課せられた町長としての役割だというふうに思っているところでございます。

え、その上で、様々その2年前と状況は変わってきている部分、資材高、燃料高、あるいは人件費の高騰。様々な要素がありながらも、地域の活性化、そして江差の町づくりの柱として、このかもめ島周辺の活性化というのは、私は必要不可欠だというふうな政治信条の基、行政運営を担当させて頂いているところでございます。

先程の、増永議員の質問の中に、町民の多くの方が、この事業を中止すべきだというような話があるということをおっしゃっていましたが、どの範囲で聞いているのか、またそれも抽象的で非常に判然としないところがありますが、私自身はこの

進める上で、先程も行政報告をして頂きましたけども、一般企業の方からも、企業版ふるさと納税で指定寄附として、失礼致しました、企業版ふるさと納税として、北の江の島事業に活用して欲しいというような寄附を頂いております。

もう一方で、町民の方からも匿名で、高額の町民からの北の江の島事業を推し進めて欲しいという、町民の方からの寄付も頂いているところでございます。

少しですね、増永議員と私の感覚というのは違うのかなと思いますけれども、後世に大きな財政負担を残さず、地域の活性化をやって行く、最小のコストで最大の効果を生む行政運営を、今後も引き続きこの北の江の島事業を推し進める中で、実現して行きたいと思いますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーまあ、最後に、僕だけでも言ったのは、北の江の島町長選っていうのは、やらない予定なんですね、そしたらね。このまま行くっていう事でいいんですね。

それで次いきます。5番目いきます。時間がありません。

えー、熱中症特別警戒アラートについて、質問致します。

えー今年度の4月から環境省により、熱中症特別警戒アラートの運用が始まりましたが、江差町は指定暑熱避難施設・クーリングシェルターの設置について、どのような考えなのかお聞き致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー増永議員の5問目、熱中症特別警戒アラートについてのご質問にお答え致します。

熱中症特別警戒アラートは、気温や湿度などから算出する暑さ指数の予測値が、35以上となった都道府県を対象に発表するもので、本年4月24日から環境省より運用が開始されました。

これまでの気象庁と環境省が運用する暑さ指数が33以上と予測される地域に発表される熱中症警戒アラートの一段上に位置付けられ、人の健康に重大な被害が生じる恐れがある過去に例のない広域的な危険な暑さが想定される場合です。

熱中症特別警戒アラートが発表された都道府県では、熱中症を予防する行動の徹底のほか、自治体の判断で公共や民間の冷房設備が整った施設を指定暑熱避難施設・クーリングシェルターとしてあらかじめ指定し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放することができるという内容であり、発表の区域エリアが都道府県単位となることから、北海道全体が対象となるものです。

また、管理者がいる場所やイベント等において、適切な熱中症対策が徹底できない場合は、運動やイベントの中止、リモートワークへの変更などの判断が求められることにもなるものです。

議員ご質問の当町でのクーリングシェルターの設置の考えについてですが、当町の過去3年間の暑さ指数の確定値では33以上の実績がないことに加え、施設の指定には、開放可能日等や受け入れ可能人数の事前公表が必要で、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の施設開放が義務付けされることとなり、施設の利用制限等の調整が必要となるため、現時点で施設の指定を行う考えはありません。

なお、町としては、熱中症特別警戒アラートの発表という視点だけでなく、これまでの熱中症警戒アラートが発表された場合を基準とし、気象条件や町有施設の利用状況を踏まえ、冷房設備が整った町有施設を開放するなどの対応を、適宜行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、確かに33という数字。33度っていうのがあれですけども、この資料の5の1を見て下さい。これは31から35の間の部分がありますよ。警戒の部分なんですよ。ですから33だから32だからっていう話じゃないんですよ。31にも該当するんですよ。いいですか。

その資料の5の2見て下さい。これは去年の8月、31度を越えた、ま、33もありますよ。34もありますよ。この中で去年の8月に14日間もあったんですよ。

で去年、観光協会さんも、あの一、姥神祭りの10日・11日に、まあシェルター的な事をやりましたよ。それは、あーの、その当日にやったがために、その申し送りが皆に伝わらなかったって言う原因があります。現実去年そういう形、起きてるん

です。

もう分かってるんだったらなんで今、江差町で、ね、あーの、観光客のために、町民のために、こういうシェルターの設置っていうのは、何故考えられないのかなって。大した金掛かる問題でもないし、ね、その町民のため、観光のためっていう事で、そういう位置付けでは考えられないものなんじゃないでしょうか。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

えーと、まずですね、あの一、えっと熱中症特別警戒アラート、それから警戒アラートに関しましては、あの一気温ではなくて暑さ指数であるという事です。

あの一、先程の町長の答弁にもありましたとおり、うちの方で一番高ったのはですね、昨年ですと8月の10日の32度。これが暑さ指数でいう32度になります。

それから8月の、えーと23日の32度が、暑さ指数で一番高いところになっておりまして、警戒アラートについても5回の発令となっております。

あの一、ですので議員指摘の14日っていうのは、ちょっとあの気温の話ですので、えーとちょっと違うかなというふうに思っております。

それからあの一、先程の、あの一避難施設・クリーンシェルターの件ですが、あの一当然、その一指定になると、あの開放の義務付けということになります。

で、アラートが発生されなければ、あの一当然、あの開放は無いんですが、例えばうちの僕らが管理している保健センターでありますと、えー、えっと何か健診等が入っている場合であっても、指定することによってアラートが出た場合に、その健診を中止してということになりますので、その辺の調整をとることが必要となるので、現在のところ考えていないということでご答弁させて頂いたことを、ご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ということは、去年の8月に私は14度という気温で話したけども、5日間あったって事実があるんですよね。5日間。今、先程の答弁で5日間あったっていうんですよね。あのね、5日間、実績もうあるんですよ。で、そういうことですよ。

僕は、そういうふうにも、警戒アラートが5日間ですよ。すいません。僕の聞き方が悪かったね。警戒アラートが5日間、現実には去年の8月にあったという事実があるわけですよ。

で、そういう中で、今年も長期予報では今年も昨年並みか昨年よりも暑いんじゃないですかという話になっていますよ。ということは、今年の8月も警戒アラートが5ないし5以上出る確率はあるという事です。

それともう一つ。今そのそういう指定がなった際に、ね、そういうイベント等があったから中止するとか何とか。そういう発想じゃなくて、もっとあの一軟弱な感覚で、そういうあの一受け入れ態勢ができればいいような体制を考えてもらえないんでしょうかね。スパスパスパス切らんじゃなくって、やはり、困っている人がいるんだから、困っている人のためにどうしたら出来るのかって事を考えてやって頂けませんかっていうお願いなんですけど。それも無理だという事でよろしいですか。はい。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー増永議員、もう少し事実に基づいてご質問されたいかがかなというふうに思います。

まず、5日間というのは熱中症警戒アラートで、今、増永議員ご質問の熱中症特別警戒アラートのご質問で、その日は、その熱中症特別警戒アラートが発令されたときに、このクーリングシェルターを我々は指定したところ、開放するよというような仕組みな訳でして、今、課長が答弁したのは、昨年度の実績として熱中症警戒アラート、特別警戒アラートではなくて、警戒アラートが5日間発令されていたというのが事実であって、ご質問であるシェルターを開設する基準には満たしていなかったっていうのを事実として、先程課長が答弁したところでございます。

その上で、お祭り期間中も大変暑い時期があつてですね、その開設は実行委員会や観光協会の皆さんではなく、町としてそれをやらなければならないということが判断をさせて頂いて、開放させて頂きました。

ですので、この施設として、どう運用して行くのか、このクーリングシェルターと

いう形ではなくてもですね、その前段で、特に先程も答弁しましたけどもクーリング・シェルター都道府県単位、失礼しました。特別警戒アラートは都道府県単位で発令されるものであります。

北海道は、九州と四国を足したよりも大きな広大な面積になる北海道で、私も以前、帯広に住んでいましたけれども、帯広とじゃあ江差が同じような状況かということですね、中々その判断がつかない場合があるということのも事実であります。そういった実態をもっと我々の地域に踏まえた形で、もっと、きめ細やかに対応して行きたいというのが、町としての方針でございますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

以上で、増永議員の一般質問を終わります。